

1 3 徴兵制度

徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度、つまり、軍隊を平時において常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して新陳代謝をさせ、それによって戦時編成の要員として備える制度をいうが、このような制度は、平時であろうと有事であろうと、憲法第13条や第18条などの規定の趣旨からみて、憲法の許容するところではないものと考える。このことは、その役務の提供先となる組織が、軍隊と呼称されるものであるか否か、また、その役務が、兵役と呼称されるものであるか否かにかかわらない。

自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるが、本人の意に反して自衛隊に要する人員を徴集し強制的にその役務に服させることは、憲法上許容されるものではない。

このような考え方は、社会情勢等の変化によって変わるものではない。

(質問主意書・答弁書)

(昭55・8・15 対稻葉誠一・衆)

一及び二について

一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であって、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徵集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。

このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭56・2・16
角田内閣法制局長官 答弁〕

○角田（禮）政府委員 …御指摘の「我が憲法の秩序の下」において云々ということを確かに答弁書〔編注：昭和55・8・15の稻葉誠一君に対する答弁書 上掲参照〕で申し上げております。これは、私どもがそういうことを書いた趣旨といたしましては、その後に書いてありますように、「社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務を義務として課される」という、そこに理由があるわけあります。つまり、憲法の中には、基本的人権の尊重という考え方方が憲法の根底にあると思います。そういう基本的人権の尊重という考え方を加味して考えますと、当然に負担すべきものとして社会的に妥当なものとは認められないというつもりでございます。したがって、ここで「憲法の秩序の下」においてはというのは、直接には基本的人権の尊重ということを非常に大きな柱としておる「我が憲法の秩序の下」、こういうつもりで書いたわけでございます。

(質問主意書・答弁書)

(昭56・3・10 対森清・衆)

三について

政府は、徴兵制度によって一定の役務に強制的に従事させることが憲法第18条に規定する「奴隸的拘束」に当たるとは、毛頭考えていない。まして、現在の自衛隊員がその職務に従事することがこれに当たらないことはいうまでもない。

政府が徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして憲法第18条を引用しているのは、徴兵制度によって一定の役務に従事することが本人の意思に反して強制されるものであることに着目して、二についてで述べたような意味で「その意に反する苦役」〔編注：その意に反する役務のうち、その性質が苛酷なものとか苦痛を伴うも

のみに限らず、広く本人の意思に反して強制される役務]に当たると考えているからである。なお、現在の自衛隊員は、志願制により本人の自由意思に基づいて採用されるものであり、その職務に従事することが「その意に反する苦役」に当たらないことはいうまでもない。

(昭56・3・13 対上原康助・衆)

二について

政府は、憲法第9条は自衛のための必要最小限度の実力組織を保持することを禁止していないが、その要員を充足するための手段については規定していないと解しており、いわゆる徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして同条を引用することは考えていない。

(国会答弁例)

[参・予算委 平26・7・15
横畠内閣法制局長官 答弁]

○吉田忠智君 …徴兵制の問題について議論をしたいと思います。

憲法18条の意に反する苦役に当たるわけでありまして、これは認められないというふうに政府は一貫して説明をいただいている。総理も全く考えていないと言われているのは私も承知をしています。もちろん我が党も徴兵制導入には、絶対あってはならないことだと思っております。

しかし、従来、憲法上許されないとされてきた集団的自衛権、これを可能であるというふうに解釈変更を今回されたわけですね。

法制局長官にお伺いをしますが、将来、今回のように徴兵制が意に反する苦役に当たらないとの憲法解釈の見直し、解釈変更の閣議決定があれば、徴兵制も可能になる、そのような危惧はあるんじやありませんか。

○政府参考人(横畠裕介君) 徴兵制は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし、当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものではないのに、兵役と言われる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨から見て許容されるものでないことは明らかであって、御指摘のような解釈変更の余地はないと考えております。環境の変化によって、意に反する苦役であるかどうかということが変化することはあり得ないということでございます。

○吉田忠智君 今法制局長官が答弁をされたことは、政府の見解としては承知をしているわけでありますけれども、集団的自衛権行使の解釈変更では、法制局が答弁をしておりますように、従前の解釈を変更することが妥当であるとの結論が得られた場合には、変更することがおよそ許されないものではないと答弁されてきました。

再度長官に伺いますが、今回のように、将来、安倍政権ではないかもしれませんけ

れども、安倍総理はやらないと言っているんですから安倍総理は多分やらないと思いますけれども、時の政権が徴兵制は意に反する苦役には当たらないとする憲法解釈変更の閣議決定を行う意思を持てば、現憲法下でも徴兵制の可能性は排除できないんじやありませんか。いかがですか。

○政府参考人（横畠裕介君） まさに憲法の解釈は合理的、論理的に行うべきものでございます。御指摘のような解釈というのが合理的、論理的に行われるとは思われず、恣意的な解釈ということであるならば別でございますけれども、そのようなことが起こることは考えられません。

（同旨）平27・6・19 衆・平安特委 横畠内閣法制局長官答弁（対辻元委員
・対寺田委員）

（同旨）平27・9・2 参・平安特委 中谷防衛大臣・横畠内閣法制局長官答弁
(対前川議員)

〔衆・平安特委 平27・6・15
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○横畠政府特別補佐人 徴兵制は、憲法で保障されています基本的人権の重要なものでありますところのまさに強制的な苦役というものに当たる、当たり得るということで、憲法上禁止されているという理解でございます。

○寺田（学）委員 そのような、徴兵制は苦役に当たるという、憲法の明文にはありませんけれども、判決はあるんですか。

○横畠政府特別補佐人 先ほども申し上げたとおり、裁判所は具体的な事件を前提に判断をいたします。そもそも徴兵制などというものは論外でございますので、そのような事件もありませんし、ゆえに裁判所の判断もないであろうと思います。

〔衆・平安特委 平27・6・19
菅内閣官房長官答弁 対辻元委員〕

○菅国務大臣 徴兵制は、本人の意思に反して、兵役と言われる役務の提供を強制されること等から、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨から見て、憲法上許容されるものではないということに解されています。

（質問主意書・答弁書）

（平27・7・3 対藤末健三君・参）

一から四までについて

政府としては、衆議院議員稻葉誠一君提出徴兵制問題に関する質問に対する答弁書（昭和55年8月15日内閣衆質92第4号）一及び二について[編注：486頁参照]等で累次にわたってお答えしているとおり、一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であって、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徵集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。このような徴兵制度は、我が憲法の秩序

の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと解してきている。

政府は、従来から、憲法第9条は自衛のための必要最小限度の実力組織を保持することを禁止していないが、その要員を充足するための手段については規定していないと解しており、このような徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして同条を引用することは考えていない。

憲法の下でこのような徴兵制度が許容されるものでないことについては、憲法第13条及び第18条に加えて、憲法の基本的人権に関連する他の条文等も踏まえて判断しているところである。

このような政府の考え方は、社会情勢等の変化によって変わるものではない。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・7・30
安倍内閣総理大臣答弁 対森委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 徴兵制は、憲法第18条が禁止をする意に反する苦役に該当します。明確な憲法違反であり、徴兵制の導入は全くあり得ない。このような憲法解釈を変更する余地は全くありません。いかなる安全保障環境の変化があろうとも、徴兵制が本人の意思に反して兵役に服する義務を強制的に負わせるものという本質が変わることがないわけでありますから、今後とも徴兵制が合憲になる余地は全く変わりがありません。これは、たとえ総理大臣が替わって、また政権が替わっても、徴兵制の導入はあり得ないわけでありますし、…子供たちが兵隊に取られるという徴兵制がしかれることは断じてないということは、明快に申し上げておきたいと思います。

〔参・平安特委 平27・8・4
中谷防衛大臣答弁 対中西委員〕

○国務大臣（中谷元君） まず徴兵制につきましては、憲法18条が禁止する意に反する苦役に該当するなど明確な憲法違反であります。憲法18条は、徴兵制に限らず、広く本人の意思に反して強制的に役務を課すことを禁止しているということであります。

そこで、自衛隊、これは憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ないなどの制約を課せられておりまして、通常の観念で考えられる軍隊とは異なりますが、徴兵制が憲法違反であることは、憲法第9条を根拠とするものではなくて、また、自衛隊が軍隊に当たるか否かによって左右されるものではございません。

(国会提出資料)

<平成27年8月4日の中西健治議員の指摘事項について>

(参・平安特委理事会提出 平27・8・18)

(内閣法制局・防衛省)

- 1 一般に、徴兵制度とは、国民をして兵役に服する義務を強制的に負わせる国民皆兵制度であって、軍隊を常設し、これに要する兵員を毎年徴集し、一定期間訓練して、新陳交代させ、戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。
- 2 このような徴兵制度は、我が憲法の秩序の下では、社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、平時であると有事であるとを問わず、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではないと考える。このことは、その役務の提供先となる組織が、軍隊と呼称されるものであるか否か、また、その役務が、兵役と呼称されるものであるか否かにかかわらない。
- 3 自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考える。
- 4 その上で、自衛隊は、1の「軍隊」そのものではないが、本人の意に反して自衛隊に要する人員を徴集し強制的にその役務に服せることは、2で述べたとおり、憲法上許容されるものではない。
- 5 このような考え方は、環境の変化によって変わる余地は一切ない。